

別表(第3条、第8条関係)

事業の種類	補助金の交付対象経費	補助率	軽微な変更	
			補助金額の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更
ごみ集積場施設 整備費補助事業	自治会等が、家庭生活から出る一般廃棄物の収集に伴う、保管を図るために行うごみ集積場施設整備に要する経費(修繕、撤去、処分費は全額地元負担とする。)	当該事業費(査定事業費)の50/100とする。ただし補助対象事業費は集積場1基200,000円を上限とする。 なお、交付補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 また、町長が別に定める各種事業地元(受益者)負担率表における小規模集落等に対する軽減措置の対象となる場合には、当該軽減措置を適用した後の負担額に応じた補助額とする。	補助金額の増 又は、20%を超える減	整備施設の方式の変更